平成２２年（フ）第３２１号
岐阜市花沢町４丁目８番地　ピア34　303号室
債務者　**澤**　　恭介
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
静岡県下田市白浜2737番地４　ホテル伊豆急家族寮７号
債務者　藤間惠利子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１２３６号
愛知県海部郡蟹江町城４丁目55番地　松隆荘１号
債務者　山口　達夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６８号
名古屋市中川区東春田３丁目15番地　ｖｅｒｔｂｏｌｓｅ　Ｔｏｍｉｔａ101号
債務者　寺澤　　基
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８号
愛知県豊田市高美町７丁目57番地
債務者　成田　知己
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
三重県伊賀市上野車坂町701番地の１
債務者　廣瀬　　謙
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１０５号
大津市皇子が丘１丁目16番４号
債務者　松井　慎吾
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
滋賀県東近江市佐野町77番地10
債務者　大前　雅裕
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６７０号
兵庫県加古川市別府町新野辺479番地の10、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古田２丁目25番７号
債務者　安井　美弥
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県赤穂市大橋町５番地の２
債務者　竹本　浩示
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県朝来市和田山町立ノ原56番地24号、前住所兵庫県朝来市立脇224番地１
債務者　山川　優子（旧姓兼末）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
鳥取県日野郡日南町神戸上980番地
債務者　宇田　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９６号
鳥取県米子市塩町177番地
債務者　太田　芳徳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５０２号
広島市安佐南区八木８丁目16番36―201号
債務者　金山　慶明
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２７号
広島県安芸郡熊野町中溝３丁目14番19号
債務者　久保田忠良
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１５号
広島県廿日市市深江３丁目10番34号
債務者　岡村美佐江
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１７号
広島市安佐南区川内１丁目24番７―303号
債務者　永尾　孝二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２６号
広島市安佐南区川内１丁目24番７―303号
債務者　永尾　昌枝
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部